



Hojokin Online



ものづくり補助金 経費ガイド

令和4年3月版 公募要領 参照

1. 機械装置・システム構築費
2. 技術導入費
3. 専門家経費
4. 運搬費
5. クラウドサービス利用費
6. 原材料費
7. 外注費
8. 知的財産権等関連経費
9. 海外旅費 ※グローバル展開型のみ

◆公募要領に記載のある**補助対象**になる内容

1. 専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費
2. 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費
3. [1]若しくは[2]一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費

✓ 『借用』とは、リース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなる。契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象となる。

✓ 『改良・修繕』とは、機械設備の機能を高め又は耐久性を増すために行うものを言う。

✓ 『据付け』とは、機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限る。

※設置場所の整備工事や基礎工事は含まない。

✓ 本事業で購入する機械装置等を担保に金融機関から借入を行う場合は、事務局への事前申請が必要。また、担保権実行時には国庫納付が必要。

✓ 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象になる。

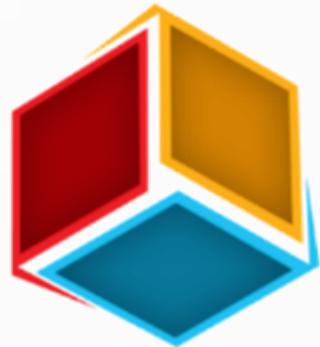
✓ グローバル展開型において、海外子会社が主たる補助事業実施主体となる場合に限り、本事業で購入した機械装置等について貸与の契約を締結した上で、海外子会社に貸与することも可能。ただし、取引形態によっては移転価格税制等の税制上の検討が必要な場合がある。

◆公募要領に記載のある補助対象になる内容

- ✓ 新製品・サービスの開発に必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費

◆外注費に関する注意点

- ✓ 外注先が機械装置等の設備を購入する費用は補助対象外。
- ✓ 外注先との書面による契約の締結が必要。
- ✓ 機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置・システム構築費」に計上する。
- ✓ 外注先に、技術導入費、専門家経費を併せて支払うことはできない。
- ✓ グローバル展開型において、海外子会社が主たる補助事業実施主体となる場合に限り、本事業の補助対象経費の区分に該当する費用において、経費総額の過半を海外子会社に外注することが可能。ただし、取引形態によっては移転価格税制等の税制上の検討が必要な場合がある。



Hojokin Online

補助金オンライン

補助金を、手軽に、お得に、分かりやすく

<https://hojokin.online/>

